明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一四）　一

○事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**同**一五）　二

○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**三）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一五）　二

○除籍が滅失した件（**法務**一〇八）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**一〇九）　三

○在外教育施設の認定変更を承認した件（**文部科学**三五）　三

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**六）　三

○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**七）　三

○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**八）　四

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**農林水産**五七二）　四

○漁港管理者の変更の届出があった件（**同**五七三、五七四）　四

○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件（**経済産業**五〇）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**二三九～二四一）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**二四二）　六

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**六三）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**四三、五一）　八

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**同**四四～四七）　八

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**同**四八～五〇）　八

○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**五二～五六）　九

〔国会事項〕

外務省　財務省　〔人事異動〕　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件（会計検査院公示一）　二

〔資　料〕

平成二十五年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

職員の免職処分、財団、司法書士懲戒処分、鉱業法第一四二条の規定、公示送達、基本測量関係事項関係　九

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　二九

省　令

○総務省令第十四号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第十六条第一項の規定に基づき、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

総務大臣　新藤　義孝

東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令

東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○総務省令第十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項及び第四十二条第三項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

総務大臣　新藤　義孝

事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（異常ふくそう対策等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八条の二　事業用電気通信回線設備（携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備に限る。以下この条において同じ。）は、多数の移動端末設備が同時に電気通信回線設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一　トラヒックの瞬間的かつ急激な増加の発生を防止又は抑制する措置